

宮 監 査 発 第 2 6 号
平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章



宮代町監査委員 伊 草 弘 之



定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
9月28日（金）	水道事業会計
10月 5日（金）	健康介護課、税務課
10月 9日（火）	まちづくり建設課、企画財政課
10月10日（水）	現地視察（給食センター、道仏土地区画整理地内、五差路工事箇所）
10月16日（火）	住民課、議会事務局、福祉課
10月19日（金）	教育推進課、会計室、町民生活課
10月22日（月）	総務課、産業観光課

2 監査方法

平成30年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。また、宮代町給食センターの活用状況及び道仏土地区画整理地内と五差路工事の事業進捗状況について、現地視察を行った。

3 監査事項

▼全課

- (1) 歳入の確保を行うための取組みについて
- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくりの取組みについて
- (4) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (5) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (6) 滞納整理及び債権管理及び各課室間の連携について
- (7) 一者随意契約の内容とその理由について（5万円以上）
- (8) 平成28年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について
- (9) 平成30年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (10) 第4次総合計画後期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (11) 町内業者への発注状況について

※水道事業については次に掲げる監査項目に基づき、実施した。

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくりの取組みについて
- (3) 町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 埼玉県水道統計調査に基づく県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (6) 近隣市町との水道料金の比較分析について
- (7) 固定資産管理台帳について
- (8) 施設及び水道管更新の計画について
- (9) 企業債の償還状況について
- (10) 有収率向上のための取組みについて
- (11) 一者随意契約の内容とその理由について（5万円以上）
- (12) 平成28年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について
- (13) 町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、一部に次のとおり不適正な処理が見られた。これらについては今後の改善が必要と認められる。

○業務委託契約において、専門的な資格を必要とする業務など特定の業務を別の業者が行う場合は、受託業者から再委託の承認を求める書面を提出させ、これを町が承認し、受託業者の責任において再委託を行わせる契約となっているにもかかわらず、書面を取り交わさずに再委託を行っていた。

○業務委託契約において、受注者は現場責任者及び管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を書面により町に通知しなければならないとなっているにもかかわらず、通知がされていなかった。